

令和7年第8回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年8月22日（金） 15時00分開始

2 会 場 大竹市役所4階第2会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小 西 啓 二	出席
1 番	池 田 良 枝	出席
2 番	小 城 和 之	出席
3 番	市 川 洋	出席
4 番	山 田 洋 子	出席

4 出席職員

教育次長	柿 本 剛
総務学事課長	大 井 一 徳
総務学事課	重 安 千 陽
	浅井田 展 彦
	丸 茂 宣 潔
	樫 野 直 也
	須 藤 颯 太
生涯学習課長	川 村 恭 彦
生涯学習課	松 岡 文 明
	武 田 宜 裕

.....

【開会時刻 15時00分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和7年第8回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、8月22日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第26号 大竹市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第26号 大竹市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 今回の改正は、第7回大竹市教育委員会定例会において、議案第25号で審議いただき可決された「大竹市通学路交通安全プログラム」の改正に伴い、本要綱の一部を改正しようとするものです。大竹市通学路安全推進会議の委員は、大竹市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の交通安全確保を目的として、小学校・中学校関係団体、警察行政機関、道路管理行政機関、その他の関係行政

機関等で構成するものです。この度の改正は、大竹市通学路安全推進会議の構成員である大竹市市民生活部自治振興課が、今年度、市民課に課名が変更となりましたので、名称を改正するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第3「議案第27号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和8年度に使用する教科用図書については、令和7年第5回の教育委員会において制定された「令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとなっています。この基本方針において、小中学校用教科用図書については、令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するとあるので、新たに採択する必要はありませんが、特別支援学級において使用する教科用図書については、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、採択する必要が生じたので、この度議案として提出するものです。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定については、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法施行規則第139条に基づき、当該児童生徒の教育課程において検定済み教科書を使用することが適当でない場合、文部科学省著作教科書や一般図書といった他の適切な教科用図書を使用することができるとされています。特別支援学級で使用する教科用図書の選定に当たっては、「令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、各学校において学校長を中心に、教頭、特別支援学級の担当、特別支援教育コーディネーターによる教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態および発達段階に適合した教科用図書となるよう、個別に選定を行い、教育委員会に選定理由書が提出されました。その結果、学校教育法附則第9条第1条の規定による教科用図書を使用する必要が生じました。各学校で選定した教科用図書を使用するためには、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、使用する前年度の8月31日までに教育委員会において採択する事とされているため、議案集にある令和8年度使用特別支援学級用教科用図書の採択をお願いするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 特別支援学級は各校にあると思いますが、どの学年がどの教科書を対象としているかが決まっているのでしょうか。

事務局 どの学年がというよりも個に応じて選定していますので、この子にはこの教科書が適当だと選定したものが提出されています。

市川委員 特別支援学級の児童生徒は、実態または発達段階に応じた教科書を選んでいるのですが、今回の選定理由を見ると、児童生徒の状況が見えにくいです。読んでいても、児童生徒の実態がどうなのかが、分かりにくいです。8ページに学研の

国語の選定理由として「生徒はひらがな、カタカナ、３年生程度の漢字を読むことができる」とあり、このような実態が入っていればこういう児童生徒だと分かり、これを踏まえてこの本に決まったと分かります。他のものは児童生徒の実態が抜けているために、読んでいても理由が分かりにくいので、次回からは児童生徒の実態を簡単に述べた後に、実態を踏まえてこの教科用図書を使う理由が述べられたら、分かりやすくなると思いました。

小西教育長 来年度に活かしていきます。もしかしたら今年度中にも同様の事案があるかもしれないので、対象となる児童生徒の実態等を含めて記載していきます。

小 城 委 員 図書名や選定理由を見る限りでは、個人に適した教材だと思うのですが、実態がどうなのかが分からないので、この教科書を使ってどのような授業をしているかを見学できるのでしょうか。我々が行って負担になるようならば控えますが、一般の教科書を選定する時と特別支援学級の場合は状況が違うので、実態に応じてとなっている部分も我々も把握する必要があると思いますので、次回に向けて見学・視察も考慮していただければと思います。

小西教育長 特別支援学級の授業を参観する機会もなかなか無いと思いますので、学校と協議しながら、可能ならそのような機会を持ちたいと思います。その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第１９号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第４「報告第１９号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 令和７年８月５日に開催された令和７年８月大竹市議会臨時会第３回に議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め異議ないものと申し出たため、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。市議会に提出した議案は「令和７年度大竹市一般会計補正予算（第３号）」です。この度の補正予算は、７月２５日開催の第７回大竹市教育委員会定例会で「協議・報告事項 小中学校屋内運動場等への空調設備整備について（案）」において、今後の学校屋内運動場への空調設備の整備方針や実施スケジュール等について説明しましたが、最初は大竹中学校屋内運動場への空調整備について、令和７年度に設計業務を行うための補正予算を計上したものです。内容として、地方債の補正について、補正予算の事業に合わせて地方債の限度額を変更しました。次に歳入・歳出予算の補正については、歳出は中学校管理運営事業として大竹中学校屋内運動場空調設備設計業務委託料を７００万円計上したものです。続いて歳入については、歳出の設計業務委託料の財源として、空調設備整備臨時特例交付金、また、大竹中学校屋内運動場空調設備整備事業債に３５０万円をそれぞれ計上したものであり、８月５日付で原案通り可決しています。最後に市議会議員からの主な質疑を紹介しますと、「小中学校の空調設備設置にかかる全体としての予算はどのくらいの規模を考えているか。電気代、メンテナンス、更新費用等

ランニングコストの予算をどのように執行していくのか。」との質疑に対して、「設計については、今回の大竹中学校の補正予算から面積案分して考えると、5校で合わせて2,000万円程度である。工事費については、設計業務が完了してからでないと具体的な経費が算出できないため未定である。ランニングコストについても設計業務が完了した時点で試算できると考えているが、現時点では未定である。ただ、ランニングコストについては空調設備の整備と併せて、ランニングコストを抑えるために、遮熱対策についても実施する必要があるため、施設毎の整備状況を踏まえて、適切な運用管理について今後考えていきたい。」と答弁しています。次に、「空調は冷房機能だけでなく、暖房機能もあるのか。放課後は民間のスポーツ団体も使っていると思うが、電気代を含む利用料を別途徴収する運用を想定しているのか。現時点の方針や、今後のルール整備の方向性について伺う。」との質疑に対して、「冷房以外に暖房も完備した空調設備を設置する予定である。新たに設置する設備のため使用料はいただく形になると考えるが、どのような形で運用するかは、使用するまでに考えていきたい。」と答弁しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 16ページに利率を書いています、どのような仕組みなのでしょう。利率5パーセントとはどういう意味なのでしょう。

事務局 実際に事業を行う際に地方債を借り入れるのですが、その際に利率5パーセント以内の金融機関から借りるということを表しています。

山田委員 地方債ということは、将来的に返さないといけなのでしょう。

事務局 5年、10年といった期間で返済が必要となります。

池田委員 これから先も地方債の借り入れをしなければ進められないのでしょうか。

事務局 1つの事業を行うにあたり市が予算をつけて執行する場合、財源が必要となります。今回の場合、半分は交付金として国が補助してくれます。残り半分については、市の一般財源を使うのか、今回のように地方債を発行して借り入れるのか、それぞれ有利な方法で進めていきます。基本的には、一般財源で行いますが、有利な財源があれば、それを充てて事業を進めていくのが基本となっています。

小西教育長 なるべく市の予算だけで行えれば良いのですが、国や県からの補助金等があれば活用するようにしています。

市川委員 宮島競艇の関係の配分金が大竹市にもあると思いますが、このような事業にも使われているのでしょうか。

事務局 市の一般財源の持ち出し部分に将来的に当てはまることはあるかもしれませんが、ただちに配分があったから、それを投入するとはなりません。国からの補助金がありますので、いただけるものはいただき、いただけないものに関しては、競艇からの配分を含めることはあるかもしれません。

池田委員 大竹市の財源だけで予算を組めなかったから、借り入れを行ったと理解していいのでしょうか。

事務局 補足ですが、地方債350万円に対して今回の試算では、半分は地方交付税措置がなされるとのことで、実質350万円の半分が自己負担、つまり一般財源となります。それを地方債を発行して何年かけて返済していき、1年で払う金額を平準化し、なるべく全体の予算の負担にならないようにしています。

池田委員 設計の段階で借り入れが必要となると、工事にはもっと大きなお金が必要になると思うので、事業が実施できるか心配しています。

事務局 補正予算も当初予算も市長が議会に提案しますので、この計画も市長を交え

て協議し、了解を得ています。

小 城 委 員 別紙の資料は前回の教育委員会でも配布されたものかと思いますが、空調整備を行うことで、避難所としての機能を強化する意味があるのであれば、スケジュール案に小学校を含めて欲しかったです。このことを含めて、整備方針に沿って計画的かつ早期に実施して欲しいです。

小西教育長 待ったなしで行いたいと思います。その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第20号 令和7年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第5「報告第20号 令和7年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定については、学校教育法施行規則第139条に基づき、当該児童生徒の教育課程において検定済み教科書を使用することが適当でない場合、文部科学省著作教科書や一般図書といった他の適切な教科用図書を使用することができるとされています。今回の報告は、先月特別支援学級に通う児童が転入し、実態に見合う適切な教科用図書を選定したところ、昨年度の教育委員会において採択していただいた令和7年度使用特別支援学級用教科用図書の中に、適したものはありませんでした。よって、新たに教科用図書を採択する必要が生じたので、報告するものです。教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、前年度の8月31日までに行うのが通常ではありますが、今回は転入になりますので、同条第2項の「9月1日以降において新たに教科用図書を採択する必要が生じた時には、速やかに採択を行わなければならない」に該当しますので、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により、報告し承認を求めるものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池 田 委 員 生活の種目に（社会）、（理科）、（家庭）と書いてあるのはどうしてですか。

事 務 局 今回は本県から転入ではなく、他県からの転入になります。本県では1冊となっているのですが、転入前の県では3冊使用していたため、継続して使うようにしています。

池 田 委 員 生活の中でも何冊か選べるとはありますが、括弧書きが付いているのはなぜでしょうか。

事 務 局 転入前の学校でこの表記が使われていましたので、同じ表記にしています。

池 田 委 員 生活单元の中に理科や社会といったくくりを広島県ではしていないと思います。前の学校ではそのくくりがあったのでしょうか。

事 務 局 転入前の県ではそのようになっていたので、同じ表記を使っています。

池 田 委 員 このような表記で広島県に報告しても大丈夫なのでしょうか。

事 務 局 すでに使用していますので、この形で報告を行います。

小 城 委 員 結局はその児童に対してどうなのかだと思います。前の県のことや広島県のことはあまり関係ないのではないのでしょうか。転入してきた児童がこの教科書を使って、楽しく勉強できることが大事だと思います。この説明だけ見たら、前の県のことや広島県のことは分からないので、説明の部分にそういった実情があることを書ける範囲で書いてもらえたら大丈夫だと思います。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

 なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

 これにて、令和7年第8回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 15時45分】

.....